

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………（同）…四

公告

- 市街地再開発組合の理事長の就任（二件）……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…六
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…六
- 東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区）の候補者届出書等の事前審査……………（東京都選挙管理委員会）…七
- 石油機器技術管理講習の実施……………（東京消防庁）…七

告示

●東京都告示第六百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければなら

ない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十九日

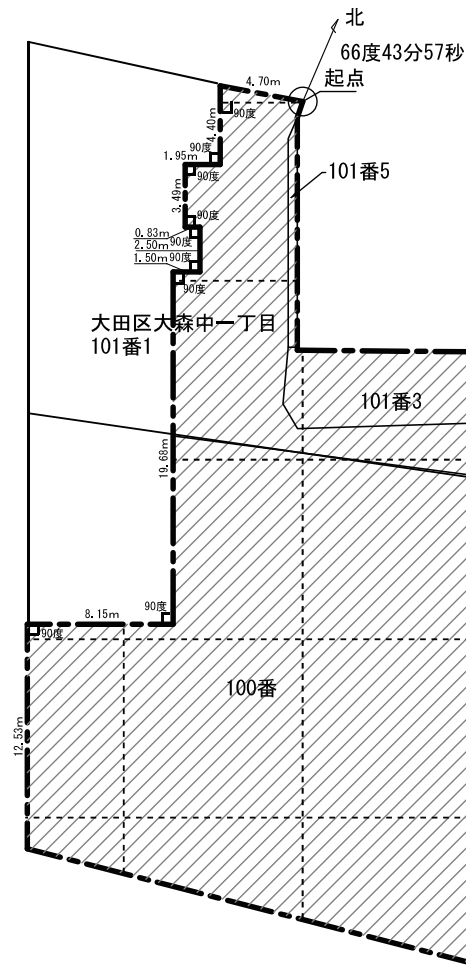
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森中一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆界線
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、大田区大森中一丁目101番1の最北端とする。

【格子の回転角度 66度43分57秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十九日

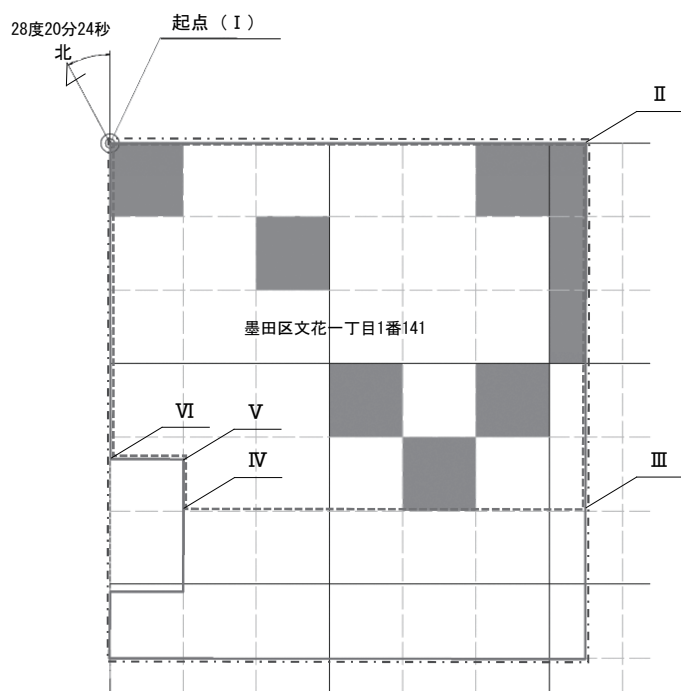
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区文花一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- ：起点
- ：単位区画
- - -：筆境界
- ：敷地境界
- - -：調査範囲
- ：形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、次の座標とする。
(X座標：-32314.525、Y座標：-864.933)

【格子の回転角度（28度20分24秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m
間隔で引いた線により構成され
ている格子を、起点を中心とし
て、右回りに回転させた角度を
示す。

座 標 一 覧 表

世界測地系

No.	X	Y
I（起点）	-32314.525	-864.933
II	-32345.401	-807.688
III	-32389.373	-831.488
IV	-32363.301	-879.828
V	-32357.161	-876.495
VI	-32352.388	-885.288

測量法（昭和24年法律第118号）の規定により、
世界測地系座標計算により作成した。

●東京都告示第六百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

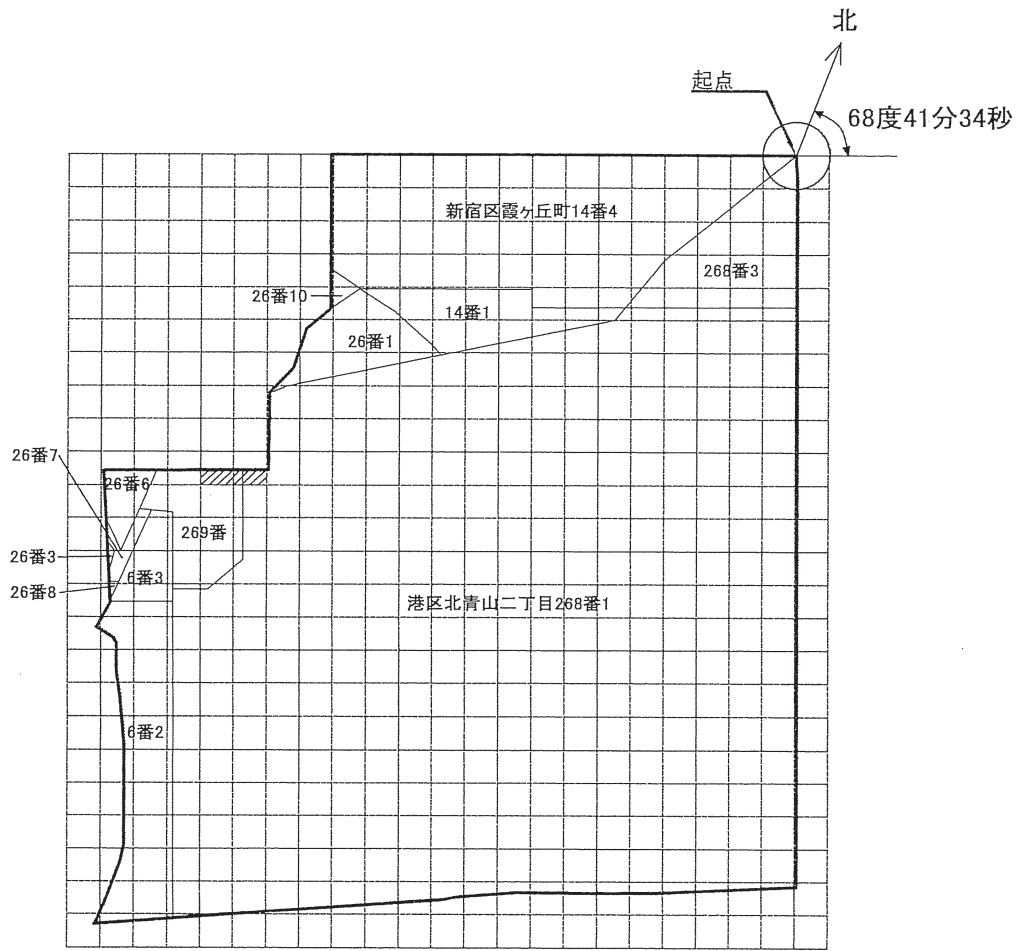
令和六年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区北青山二
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡 例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、新宿区霞ヶ丘町14番4の最北端とする。

【格子の回転角度（68度41分34秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百五十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十九日

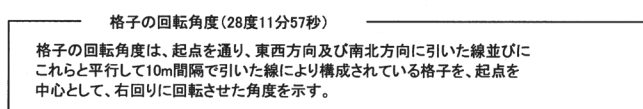
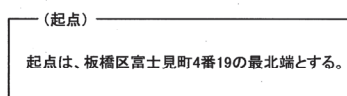
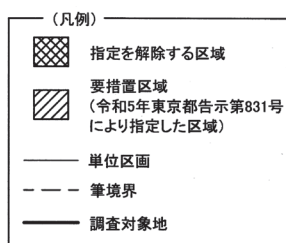
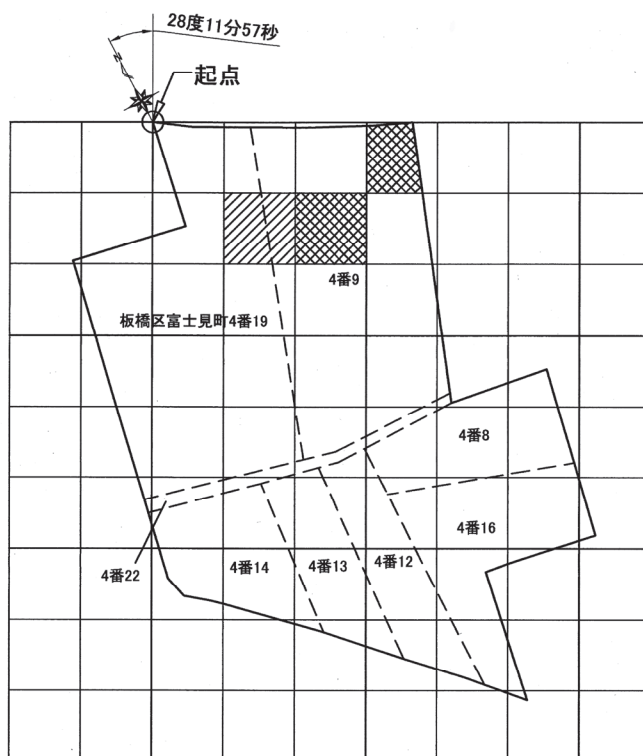
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区富士見町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第六百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十九日

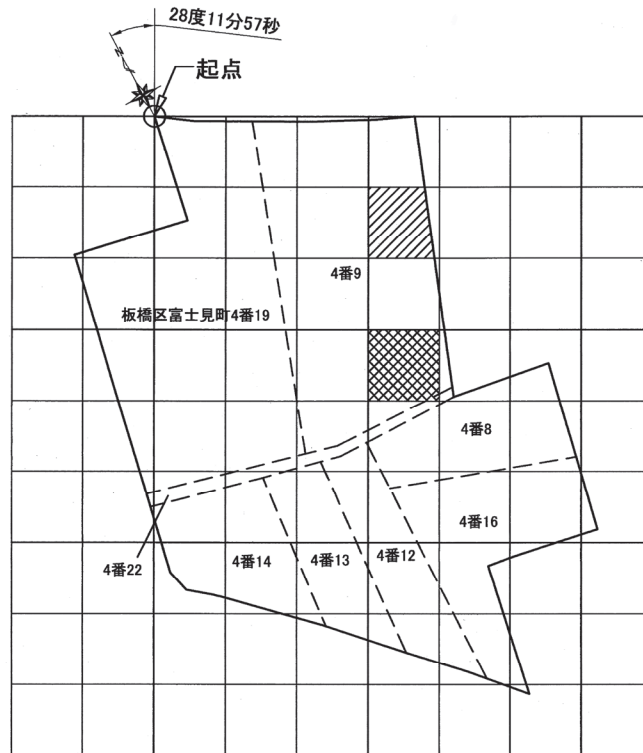
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区富士見町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



(凡例)

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第832号
により指定した区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

(起点)

起点は、板橋区富士見町4番19の最北端とする。

格子の回転角度(28度11分57秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により日本橋一丁目東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年五月二十九日

一 氏名

東京都知事 小 池 百合子

木村 平右衛門

二 住所

中央区日本橋一丁目二十一番五号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により京橋三丁目東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年五月二十九日

一 氏名

東京都知事 小 池 百合子

大澤 忠政

二 住所

世田谷区赤堤三丁目二十一番十二号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年五月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

府中市四谷四丁目四十六番四
から同番七まで
西東京市東伏見三丁目六番
十九号

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、
中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及
び府中市の各選挙区）の候補者届出書等の事
前審査について

令和六年七月七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙
（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王
子市及び府中市の各選挙区）に立候補を予定する者に対し
て、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和六年五月二十九日

東京都選挙管理委員会

江東区選挙区
日時 令和六年六月十日から同月十四日
までの午前八時三十分から午後五
時まで

場所 江東区役所本庁舎七階選挙管理委
員会室・第七十四会議室
江東区東陽四丁目十一番二十八号

品川区選挙区
日時 令和六年六月三日から同月七日ま
での午前八時三十分から午後五時
十五分まで

場所 品川区役所第二庁舎六階選挙管理
委員会事務局

品川区広町二丁目一番三十六号

日時 令和六年六月六日から同月十日ま
での午前九時から午後五時まで

場所 中野区役所本庁舎八階選挙管理委
員会事務局

中野区中野四丁目十一番十九号

日時 令和六年六月十日から同月十四日
までの午前九時から午後五時まで

場所 北区役所滝野川分庁舎三階選挙管
理委員会室

北区滝野川二丁目五十二番十号

日時 令和六年五月三十一日から同年六
月七日までの午前九時から午後五
時まで

場所 板橋区役所本庁舎北館七階選挙管
理委員会室

板橋区板橋二丁目六十六番一号

日時 令和六年六月五日から同月六日ま
での午前九時から午後五時まで

場所 足立区役所南館六階選挙管理委員
会室

足立区中央本町一丁目十七番一号

日時 令和六年六月六日から同月七日ま
での午前九時から午後五時まで

場所 八王子市役所本庁舎八階選挙管理
委員会事務局

八王子市元本郷町三丁目二十四番
一号

日時 令和六年六月十日から同月十一日
までの午前九時から午後五時まで

場所 旧みどり幼稚園一階選挙管理委員
会事務局

府中市緑町一丁目八番地

令和6年度石油機器技術管理講習（一般講習
・再講習）の実施について

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の5
の規定による火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁
告示第17号）第12条第1項に定める石油機器技術管理講習
を次のとおり行う。

令和6年5月29日

東京消防庁

消防総監 吉 田 義 実

1 石油機器技術管理講習（一般講習）

(1) 受講対象者

地震動等により作動する安全装置を設けることとさ
れている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修
理を業として行おうとする者

(2) 講習の実施日時及び実施場所

ア 令和6年7月17日（水曜日）及び同月18日（木曜
日）

同日とも午前9時から午後6時まで

専売ビル

港区芝五丁目26番30号

イ 令和6年11月20日（水曜日）及び同月21日（木曜
日）

同日とも午前9時から午後6時まで

株式会社ノーリツ八王子研修センター

八王子市石川町728番地の8

2 石油機器技術管理講習（再講習）

(1) 受講対象者

既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管理講習修了証を交付された者で、交付の日以後における最初の4月1日から5年を経過しないもの (2) 講習の実施日時及び実施場所 ア 令和6年7月16日（火曜日） 午前9時から午後3時まで 専売ビル 港区芝五丁目26番30号 イ 令和6年11月22日（金曜日） 午前9時から午後3時まで 株式会社ノーリツ八王子研修センター 八王子市石川町728番地の8 3 申請方法 受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習を開始する日の1か月前までに申請先へ郵送すること。 4 講習の実施機関及び申請先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号 5 問合せ先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 電話03（3499）2928 6 受講申請書配布先 (1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 (2) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所		
---	--	--